

## 後期高齢者医療保険料仮徴収のお知らせ

☎ 本庁舎保険年金課 ☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

後期高齢者医療保険料を年金天引き（特別徴収）する人の仮徴収が4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月ごとに年6回に分けて納付していただきますが、保険料は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定する7月にならないと年間保険料が決定できません。このため、今年2月の年金天引き額と同額を、4・6・8月の支給年金から徴収（仮徴収）させていただきます。

き、保険料決定額と仮徴収で納めていただいた差額は、10・12・2月の3回に分けて納めていただきます。

また、新たに被保険者となった人（75歳到達や転入など）の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支払っていただくこととなります。なお、仮徴収額は令和元年分所得をもとに計算します。

75歳到達日・転入日など	仮徴収（特別徴収）開始時期	仮徴収額通知発送時期
令和2年6月1日～10月2日	令和3年4月	3月中旬
令和2年10月3日～12月2日	令和3年6月	5月中旬
令和2年12月3日～令和3年2月2日	令和3年8月	7月中旬

※令和3年2月3日以降に75歳到達・転入などに該当する人は、7月半ば頃に発送する保険料額決定通知書などでご確認ください。

## 退職したら国民年金に加入しましょう！



☎ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311  
☎ 本庁舎保険年金課 ☎ 0857-30-8224 ☎ 0857-20-3906

勤めていた会社を退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなった人のうち、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければいけません。またその人の扶養になっていた配偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者に変更の手続きが必要になります。

年金手帳と資格喪失証明書、離職証明など退職した日付がわかる証明書、免許証など本人確認ができる書類をお持ちのうえ、本庁舎1階国保と年金（9番）

窓口または各総合支所市民福祉課の窓口でお手続きください。

保険料については、後日、日本年金機構から送付される納付書で納付していただくこととなりますが、申込みをされますと口座振替やクレジット納付もできます。また、退職により収入がなくなり保険料を納めるのが困難な場合には、保険料納付の免除や納付猶予の制度もありますのでご相談ください。

## 任意加入制度をご存じですか？

60歳を過ぎても、「年金受給額を満額に近づけた人」や「年金の受給資格期間が10年に足りない人」は、国民年金に任意加入することができます。

老齢基礎年金は、国民年金に10年以上加入し保険料を納めなければ（免除期間を含む）年金を受け取ることができませんが、60歳になっても10年に足りない場合は、60歳から65歳になるまで任意加入

をして保険料を納めて受給資格期間を満たすことで、65歳から年金を受け取ることができます。

また、65歳になってもなお10年に足りない場合は、70歳まで加入期間を延長することができます。（特例任意加入）この場合、受給資格10年を満たした時点で加入者ではなくなります。

## 海外に住む日本人も任意加入できます

海外に転出すると、国民年金の加入資格を喪失することになりますが、引き続き任意加入することができます。

通常海外居住期間は受給資格期間として合算されますが、受給金額には反映されません。

しかし、任意加入することによって、納付した保険料は将来受け取る年金額に反映されます。また、万が一事故などにあって障害が残った場合は、障害基礎年金の対象になります。

任意加入被保険者の保険料は通常の国民年金保険料と同じですが、免除制度や納付猶予制度の適用はありませんので、ご注意ください。任意加入の手続き、お問い合わせは鳥取年金事務所、本庁舎1階国保と年金（9番）窓口または各総合支所市民福祉課の窓口へ。

## 軽自動車税（種別割）



☎ 本庁舎市民税課 ☎ 0857-30-8144 ☎ 0857-20-3921  
☎ 各総合支所市民福祉課（☎ 14ページ）

### ■軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税（種別割）は4月1日現在で、軽自動車・二輪車などを所有している人にかかります。

※4月1日（木）までに廃車・名義変更の届け出がない場合、令和3年度分の税金がかかります。

※手続きに必要なものは、事前に届け出先へお問い合わせください。

### 【届け出先】

●125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど）など  
☎ 問い合わせ先

●125ccを超える二輪車  
鳥取運輸支局（丸山町） ☎ 050-5540-2070

●軽自動車（四輪）  
軽自動車検査協会鳥取事務所（安長） ☎ 050-3816-3082

### ■令和3年度軽四輪・自家用軽自動車税（種別割）税率

車種名称			税率（円）
軽四輪	乗用	自家用	7,200
			10,800*
	貨物	自家用	12,900 <sup>◎</sup>
			4,000
		5,000*	
		6,000 <sup>◎</sup>	

※平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、令和2年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例（軽課税率）が令和3年度のみ適用されます。

◎最初の新規登録から13年経過した車両に重課税率が適用されます（令和3年度は平成20年3月までに新規登録された車両に適用）。

### ■グリーン化特例（軽課税率）

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に新規登録された車両に適用されます。

車種名称			税率（円）		
			特例1	特例2	特例3
軽四輪	乗用	自家用	2,700	5,400	8,100
	貨物	自家用	1,300	2,500	3,800

特例1：電気自動車など

特例2：R2（H32）燃費基準+30%達成車またはH27燃費基準+35%達成車

特例3：R2（H32）燃費基準+10%達成車またはH27燃費基準+15%達成車

軽自動車税（種別割）の税率について、詳しくはホームページをご覧くださいか、お問い合わせ先まで。



## 令和3年度 趣味の教室 受講者追加募集

☎ 鳥取市社会福祉協議会地域福祉課（富安二丁目104-2 さざんか会館）  
☎ 0857-24-3180 ☎ 0857-24-3215

ところ 鳥取市高齢者福祉センター

対象者 市内在住で、おおむね60歳以上の人  
募集教室 追加募集を行う教室については3月12日（金）以降に問合せ先に確認ください。

申込期間 3月16日（火）～31日（水）

※消印有効  
※定員を超える応募があった場合は抽選  
往復はがきに次の必要事項を記入し、問合せ先に郵送

### 【往信用の裏面】

郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢、希望教室名

### 【返信用の表面】

申込者の郵便番号、住所、氏名

## ポリテクセンター鳥取 受講生募集（5月入所生）

☎ ポリテクセンター鳥取（若葉台南七丁目）  
☎ 0857-52-8802  
☎ <https://www3.jeed.or.jp/tottori/poly/>

### 【住宅リフォーム技術科（導入訓練コース）】

募集期間	3月8日（月）～4月7日（水）
訓練期間	5月6日（木）～11月29日（月）（7カ月）
受講料	無料 ※テキスト代（約1万円）は自己負担
応募方法	ハローワークの窓口でキャリア形成相談の予約をしてください
選考日	4月12日（月）

※入所1カ月後、一般コース（定員18人）と合流